

# 平成30年度 当社の安全マネジメント

株式会社群馬バス  
取締役会長兼社長 大島義一郎

旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7の規定に基づき当社は、次のことを公表いたします。

## 1.輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、関係法令を遵守し、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たします。また、従業員から現場における安全に関する声に真摯に耳を傾け輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底いたします。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（PDCA）を確実に実施し、全従業員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。
- (3) 輸送の安全に関する情報を積極的に公表いたします。

## 2.輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

輸送の安全に関する目標は下記の通りです。

・平成30年度の取り組みについて

- ① 「自動車事故報告規則」に定める事故をゼロにする。
- ② 人身事故をゼロにする。
- ③ 物件事故を40%減少させる。
- ④ 車内事故をゼロにする。
- ⑤ 雪道事故をゼロにする。
- ⑥ バック事故をゼロにする。
- ⑦ 飲酒運転の根絶。

・平成29年度の達成状況

- ① 「自動車事故報告規則」に定める事故をゼロにする。  
交通事故（2件）・車両故障（4件）
- ② 人身事故をゼロにする。 (4件発生)
- ③ 物件事故を30%減少させる。 達成（32%12件減少）
- ④ 車内事故をゼロにする。 (2件発生)
- ⑤ 雪道事故をゼロにする。 達成（0件）
- ⑥ バック事故をゼロにする。 (5件発生)
- ⑦ 飲酒運転の根絶 達成（0件）

### 3.自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令104号）第2条に規定する事故に関する事項

(1) 平成29年度

交通事故 2件 車両故障（第2条第11号）4件

(2) 行政処分の公表

当社は平成29年7月19日関東運輸局群馬運輸支局の一般監査（臨店）監査を受け、以下の処分を受けました。

ア 行政処分の内容

輸送施設（事業用自動車1台）の使用停止 20日間

イ 処分を受けた日

平成30年1月30日

ウ 違反事項

(ア) 認可を受けずに車庫の廃止をしていたこと。 20日車

(道路運送法第15条第1項)

(イ) 運転基準図について、停留所の名称の記載に不備があったこと。 警告

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第27条第1項)

エ 当該処分に基づいた改善状況

(ア) 平成29年8月21日に群馬運輸支局に事業計画（営業所及び車庫施設）の廃止認可申請を行い、平成29年9月26日に認可を受けた。

(イ) 運転基準図の停留所の名称の記載の不備を受けた系統を修正した。

### 4.輸送の安全に関する重点施策等

平成30年度の輸送の安全に関する重点施策等は以下の通りです。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守いたします。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有いたします。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施いたします。
- (6) 安全マネジメントレビューの開催については、各年度の3月に開催される「安全推進委員会」の中で行います。

### 5. 輸送の安全に関する計画

輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するための具体的な取り組みは下記の通りです。

(1) 事故防止対策

- ① 事故防止運動の実施（交通安全運動・自動車輸送安全総点検等）

- ② 自動車安全運転センター中央研修所へ乗務員を定期的に派遣する。
- ③ 週ごとに重点事故防止スローガンを策定し、点呼時にスローガンと、バス内にも貼付してある4項目の誓いを運行管理者とともに唱和する。
- ④ 四季の安全運動・月例の講習会において自社のドラレコ等を見せ、小集団事故防止検討会の実施
- ⑤ 事故、ヒヤリ・ハット情報の収集と有効活用及び、危険箇所の現場診断を行い、各行政に対する改善事項の検討と要望
- ⑥ 宿泊地を訪問し飲酒検知器による飲酒の有無の抜きうち検査
- ⑦ 安全管理部による貸切部門への安全管理体制の社内検査
- ⑧ 乗合バスの添乗査察の実施
- ⑨ バスジャック等の災害・事故防止訓練の実施
- ⑩ 定期健康診断の実施、再検査、SASスクリーニング検査、インフルエンザ予防接種他の奨励によるドライバーの健康管理
- ⑪ 普通救命士講習会とAED操作訓練の実施
- ⑫ 雪道走行訓練並びにタイヤチェーン装着訓練の実施
- ⑬ 非常口開放訓練・車椅子想定訓練の実施
- ⑭ 車内事故防止対策として雨天時の車内の床清掃等の徹底
- ⑮ 構内事故防止対策として車庫のライン標示等で誘導を明確化する
- ⑯ アルコールチェックでゼロ値以外は当日の乗務のみだけでなく数日間の謹慎措置の実施
- ⑰ ガイド等のシートベルト着用の案内並びに目視確認の実行及び下車によるバック誘導のドライブレコーダーの確認
- ⑱ バス車内に注意喚起（シートベルト着用について）ステッカーの貼付及び交換
- ⑲ バス運転席に主要注意事項4項目のステッカー貼付

## (2) コミュニケーション・情報の共有、伝達

- ① 経営トップによる職場巡視等  
取締役会長兼社長の営業所巡視時におけるドライバー等との話し合い。
- ② 全体会議の開催  
安全推進委員会、貸切バス会議、乗合バス部・安全管理部合同会議等を開催し、情報の共有・伝達を行い、意見等を聴取し、問題点を検討し、対策案等を経営トップまで具申する。
- ③ 各営業所における点呼時や掲示板を活用し、提供した情報及びドライバーからの意見について共有し、日ごろのコミュニケーションや安全運動等の小集団討議の機会を通じ解決案を導き出す
- ④ 交通事故撲滅対策班毎の月例教育時に交通事故関係の情報・抑止対策の検討を行い共有する。

## (3) 教育及び研修

- ① 経営トップ  
安全マネジメントセミナーの受講

② 乗務員

- ・ 全国交通安全運動・自動車輸送安全総点検運動時研修（4.7.9.12月）
- ・ 年間教育計画を作成し、各営業所ごとの月例教育
- ・ 貸切運転者養成講習
- ・ チェーン講習・整備講習等を行う
- ・ 車内放送（車内アナウンス）の徹底（年間）

③ 事務員

- ・ 全国交通安全運動・自動車輸送安全総点検運動時研修（4.7.9.12月）
- ・ 対象者に対する運行管理者・整備管理者指導講習の受講
- ・ 安全マネジメントセミナーの受講
- ・ 日バス関東地区バス保安対策協議会委員総会出席
- ・ 安全マネジメント基礎講習・内部監査講習会の受講

④ 整備士

- ・ 全国交通安全運動・自動車輸送安全総点検運動時研修（4.7.9.12月）
- ・ 自動車検査員研修の受講（7月）
- ・ 事業場管理責任者研修の受講（2月）

（4）設備投資

平成30年度の安全に関する設備等の予算計画

予算金額 292,000千円

① 車両の代替

貸切バス ・ 大型（新車） 4台

乗合バス ・ 中型（新車） 4台

② 各営業所駐車場誘導ライン整備 3式

③ 飲酒検知器調整 4式

④ スタッドレスタイヤの整備 4式

⑤ 中央研修所研修費用 2式

⑥ 各安全運動講習会等雑費用 4式

6. 輸送の安全に関する設備等の実績

平成29年度、輸送の安全性向上を目的として実施した、安全対策等の主な項目は次の通りです。

実績・・・242,000千円

（1）車両の代替

貸切バス ・ 大型（新車） 1台

・ 中型（新車） 1台

・ 特殊車（新車） 1台

乗合バス ・ 中型（新車） 2台

・ 中型（中古） 2台

（2）各営業所駐車場の誘導ライン他 3式

(3) 遠隔地用飲酒検知器の更新	1 式
(4) 飲酒検知器調整	1 式
(5) スタッドレスタイヤ整備	1 式
(6) 安全運動講習会等雑費用	4 式
(7) 中央研修所研修費用	1 式

#### 7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

春の教育 (4 月)	平成 29 年 4 月、	38 回実施 (133 人受講)
夏の教育 (7 月)	平成 29 年 7 月、	36 回実施 (123 人受講)
秋の教育 (9 月)	平成 29 年 9 月、	37 回実施 (133 人受講)
冬の教育 (12 月)	平成 29 年 12 月、	
	平成 30 年 1 月	41 回実施 (169 人受講)

○添乗査察を実施。(平成 29 年度 202 件・延指導人数 202 人)

#### ○外部講習会への出席

- ・平成 29 年 6 月 8 日 NASVA「安全マネジメント」講習会 (国土交通省認定)  
「ガイドライン」 (桜木本庄営業所所長代理)
- ・平成 29 年 12 月 18 日 群馬県バス協会主催「事故防止講習会」  
(井艸安管部課長他 15 名)
- ・平成 30 年 2 月 6 日 群馬県バス事業協同組合主催「群馬県バス事業協同組合講習会」  
(大島会長兼社長他 3 名)
- ・平成 30 年 2 月 16 日 NASVA「安全マネジメント」講習会 (国土交通省認定)  
「ガイドライン」 (新井所長・井艸課長)
- ・平成 30 年 2 月 21 日 NASVA「安全マネジメント」講習会 (国土交通省認定)  
「リスク管理」 (井艸安管部課長)
- ・平成 30 年 2 月 27 日 群馬県バス協会主催「バスジャック想定訓練」  
(黒澤安管部長代理他 2 名)
- ・平成 30 年 3 月 13 日 NASVA「安全マネジメント」講習会 (国土交通省認定)  
「内部監査」 (岡田部長・山口室長)
- ・平成 30 年 3 月 13・14 日 群馬県バス協会主催「先進地視察研修会・安全運転中央研修所」  
(御園生専務・黒澤安管代理)

#### 8. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

当社は、運輸安全マネジメントの実施状況を点検するため、輸送の安全に関する内部監査を実施しています。平成 29 年度の実施概要は以下のとおりです。

##### 監査対象者及び実施日

経営トップ (会長)	平成 30 年 3 月 27 日実施
総務部	平成 30 年 1 月 31 日実施
安全統括管理者	平成 30 年 2 月 26 日実施

安全推進委員会 平成30年2月26日実施  
 安全管理部 平成30年2月26日実施  
 乗合バス部 平成30年2月26日実施  
 貸切バス部 平成30年2月28日実施

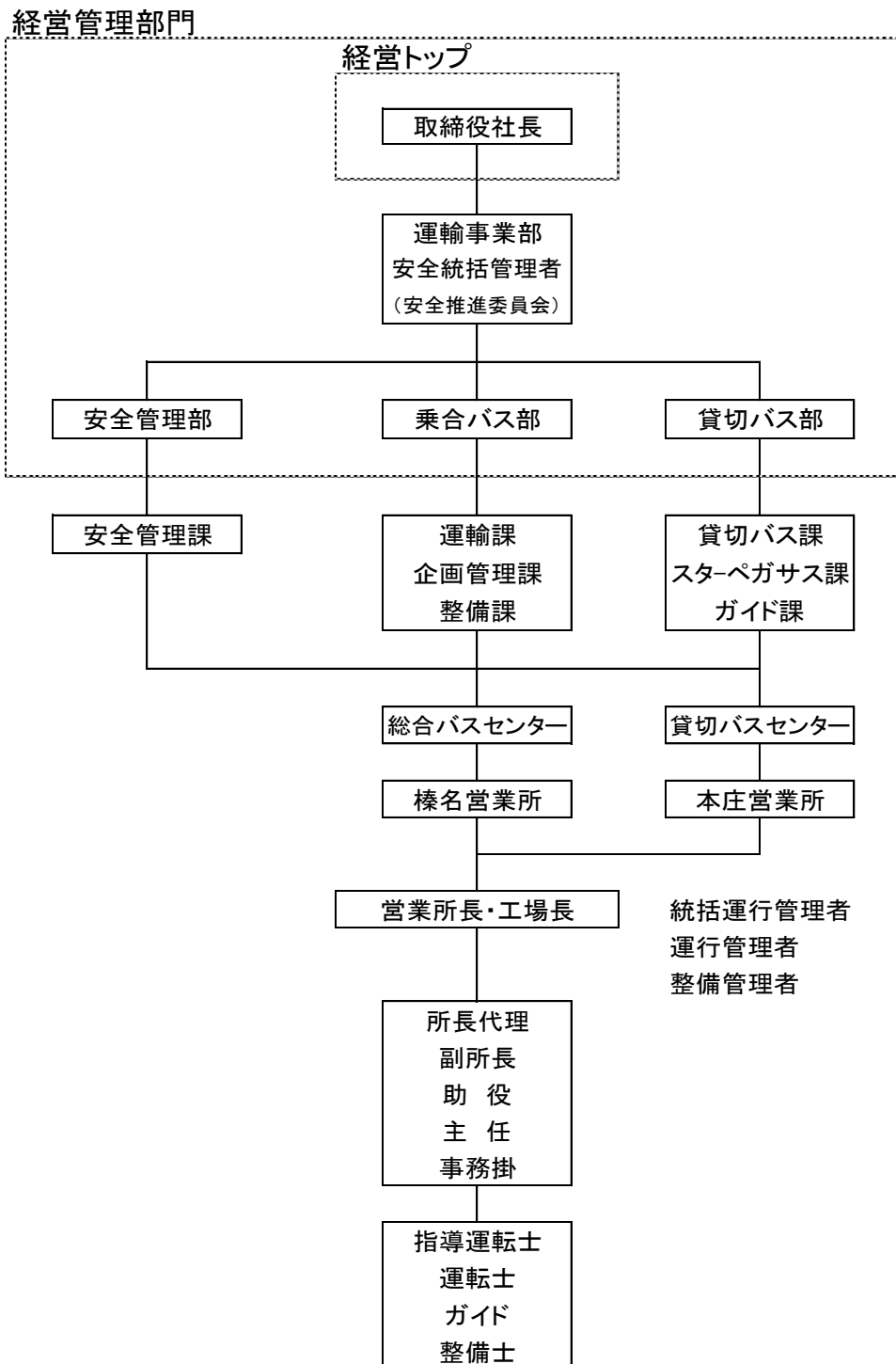
なお、内部監査での指摘事項つきましては是正措置を講じました。

9. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統図

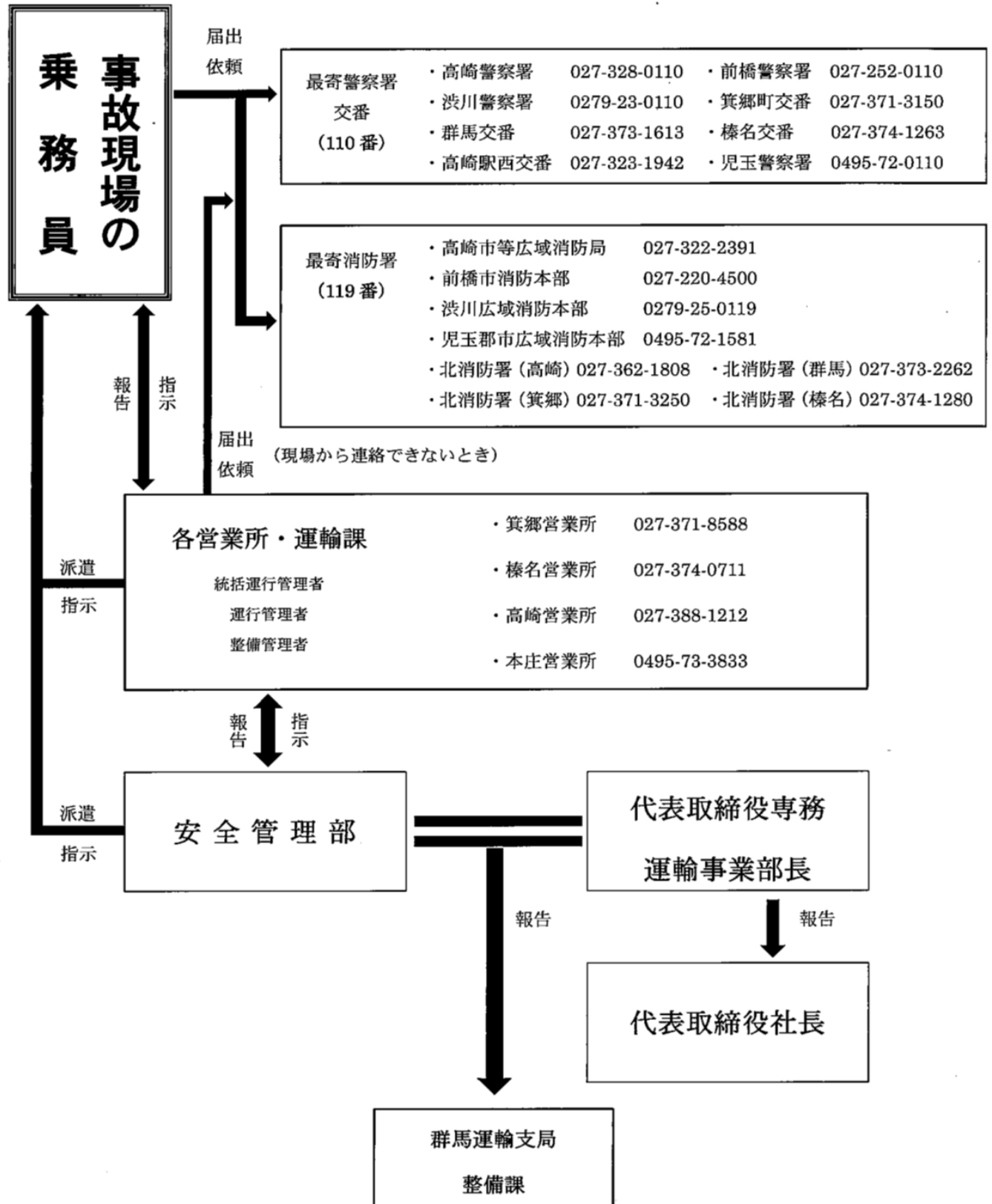
改定 平成25年12月1日

改定 平成26年12月25日



10. 事故等発生時の報告及び連絡体制

事故等が発生した場合における連絡網を整備し、「報告・指示・派遣」の迅速な対応がとれるよう体制を確立しています。



11.安全管理規程

別紙1の通り

12.安全統括管理者に係る情報

氏名	役職
御園生 知之	代表取締役専務